

令和3年度に個人情報保護審議会から答申を得た通信回線を用いた電子計算機の結合（オンライン結合）（第9条第2項第2号）に関する事項

年度	案 件	決 定 内 容
令和3年度 (第1回)	<p>1 小中学校コンピュータ教育の推進の一環で、児童生徒1人に1台整備するタブレット端末に学習支援ソフトを導入し、クラウドサービスを利用した教員と児童生徒の双方向型学習システムを構築する事業を実施するため、オンライン結合により、児童生徒本人に対し、教育委員会が保有する児童生徒の学習成果物並びにアカウント登録に必要な児童生徒の学校名、学年、学級、出席番号、氏名及びIDを提供する場合 (教育委員会(指導課)が保有する個人情報をオンライン結合により本人に提供する場合)</p> <p>2 学級経営の支援事業の一環のWEBQU 試行実施業務において、学校生活における満足度を測ることを目的に、教育クラウドプラットフォームを活用し、心理アンケートであるWEBQU を実施するため、オンライン結合により、児童生徒本人に対し、教育委員会が保有する児童生徒の氏名、学校名、学年、学級及び性別並びにアンケート回答を提供する場合 (教育委員会(指導課)が保有する個人情報をオンライン結合により本人に提供する場合)</p>	<p>左の2案件については、オンライン結合により、個人情報を保有する実施機関以外の者に提供することが、児童生徒の学習活動の一層の充実を図るという公益のために必要であり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められることから、オンライン結合により保有個人情報を提供することが適当と判断します。</p> <p>ただし、案件の2においてオンライン結合により提供する保有個人情報のうち、「アンケート回答」は、「アンケート回答を入力中のみ」提供され、アンケート回答を入力し終わり、回答内容をシステムに送信した後は、本人であってもオンライン結合によりその内容について提供を受けることはないものとして了解したので、そのように取り扱ってください。</p> <p>また、審議会として次のように付言するので、十分留意の上、事務を進めてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒に対し、情報セキュリティ、ID・パスワードの管理等、ガイドライン等により、統一的な教育を徹底してください。</li> <li>2 学校においても、ガイドライン等により、ID・パスワードを含む個人情報の管理を統一的なルールで取り扱うことを徹底してください。</li> <li>3 教員についても、ガイドライン等により、どこの学校でも個人情報が統一的に適正な取扱いがされるよう徹底してください。</li> </ol>

<p>令和 3年 度 (第 2 回)</p>	<p>学校図書館システムの導入・運用事務において、児童生徒が学校図書館システムを利用し、図書の貸出しの予約をする際に、教育委員会が保有する本人の氏名及び利用者番号を、児童生徒本人に対し、オンライン結合により提供する場合（教育委員会（指導課）が保有する個人情報をオンライン結合により本人に提供する場合）</p>	<p>学校図書館システムの導入・運用事務を実施するためには、オンライン結合により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供することが必要となりますが、学校図書館システムを導入し、運用することは、学校図書館の活用の推進を図り、児童生徒の読書生活を豊かにするとともに、学力向上につなげるという公益のために必要であり、かつ、次の条件を満たす場合には、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められることから、オンライン結合により保有個人情報を提供することが適当と判断します。</p> <p><b>【満たすべき条件】</b></p> <p>(1) 一人一台端末等から学校図書館システムにログインした後、予約をする場合に利用者番号を児童生徒が手入力で入力すると、利用者番号の入力誤りが生じたときに、予期せず本人以外の児童生徒の氏名が表示されるおそれがあり、いたずら、なりすまし等によりシステム運営を害するおそれがあります。このため、他の児童生徒の氏名が誤って表示されないよう、利用者番号は手入力せずにQRコード読み取り等により自動で入力される方法を採用してください。</p> <p>(2) オンライン上に個人情報をできるだけ表出させないよう、利用者番号を非表示又は一部表示にする対応をしてください。</p>
--	--	---